



かぬま発、世界仕様

# カヌマックス ニュース

No.99

★発行★

鹿沼機械金属工業協同組合

鹿沼市武子1088-8

TEL 0289 (62) 4973

FAX 0289 (62) 5062

## 謹賀新年



鹿沼機械金属工業協同組合  
理事長 金子昭彦

組合員の皆様には健やかに新年をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

昨年は大変厳しい経済状況の中、当組合の運営に対しましてご支援ご協力を賜り、誠にありがとうございました。

昨年のわが国の企業収益は、大企業では改善の動きがみられたものの、モノづくり中小企業におきましては引き続き厳しい状況が続いております。消費税率のアップ、日経平均株価の上昇、対米ドル円レートの急速な円安方向への推移など、急激な経済変動があったものの、僅かにアベノミクスの効果が感じ取れる先行きとなり、緩やかな回復が続くことを期待したいと考えております。そのような状況

下、モノづくりの基盤となる固有技術をもとに、お客さまのニーズにこたえつつ、お客さまに支持されるような取り組み方を推進して参ります。

また、共同受注事業におきましては、昨年、主要地方道路栃木粕尾線上の門扉を受注することができると、地産地消のまちづくりのための取り組みにも、今後とも推進して参りたいと考えております。

外国人実習生受入事業につきましては、平成17年にベトナム人実習生の5名からスタートいたしました。現在では7社98名の実習生が日々少しでも日本の生産技術等を習得したいという意向をもって、企業の生産活動に従事しております。また本年3月には新たに28名の実習生の受け入れも予定しており、日本とベトナムとの友好関係にさらなる発展を資するものと考えております。

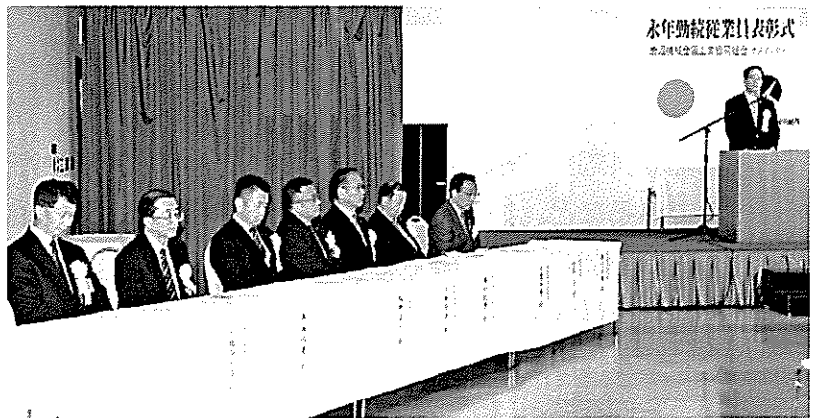
今後も引き続き、共同受注事業、外国人実習生受入事業、労務改善事業等を通して、皆様とともにカヌマックスの組合活動を、活発にしていきたいと思っております。皆様にカヌマックスの会員で良かったと思っただけのように努力して参りますので、一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、組合員の皆様のご健勝とご多幸をご祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。

本年もどうぞよろしくお願いいたします。

# 平成26年度永年勤続従業員表彰式

恒例の永年勤続従業員表彰式を、11月25日(火)、福田屋鹿沼店コンベンションホールで開催しました。今年度は32名の皆様が金子理事長より表彰状と記念品を授与されました。



「安全・健康・快適環境への奉仕」  
ご提案致します。

- 安全靴
- ヘルメット
- ユニフォーム
- 保護メガネ
- 集じん機器
- 静電対策全般



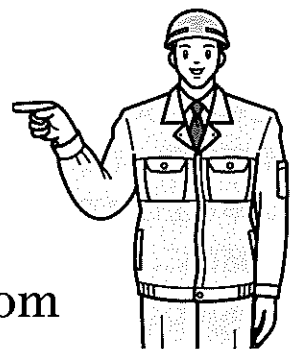
**ミドリ安全宇都宮(株)**

栃木県宇都宮市築瀬4丁目12番32号  
☎(028) 637-2244(代)

ミドリ安全の製品情報は、  
こちらでもご確認  
いただけます。

WEB通販

[midori-azen.com](http://midori-azen.com)



## かぬまワールドフェスティバルで頑張りました！

10月26日(日)、暖かい日和に恵まれた「2014かぬまワールドフェスティバル」に、(株)ナカニシの実習生がベトナム料理の店を出しました。「ハローウィン」がテーマの今回は、工夫を凝らしてお店を飾り、アオザイ姿の実習生の接客が好評でした。

今年も『フォー』(米のベトナムうどん)と『チェー』(蓮の実が入ったぜんざい)が好評で、多くの来場者の皆様に喜んでいただきました。



## 研修視察：(株)牧野フライス製作所富士勝山事業所

11月14日、15日の二日間、山梨県に研修視察に行ってきました。

秋晴れの中、14日は(株)牧野フライス製作所を見学しました。富士山の溶岩である玄武岩の強固な地盤の上に建てられた大規模工場を大國工場長に案内していただきました。最新の設備と行程を驚きとともに見学した後、会議室では次々と質問が出され、充実した視察となりました。



## ★お知らせ★

### ※新任専務理事紹介

皆様にお世話になりました神山専務理事が12月末をもって退職し、後任として、城野博が新たに専務理事に就任いたしました。前任者同様、ご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

## 必ずチェック 最低賃金 使用者も、労働者も。

**【地域別最低賃金】** 特定(産業別)最低賃金が適用されないすべての労働者に適用されます。

最低賃金の件名	時間額	効力発生日
栃木県最低賃金	733円	平成26年10月1日

**【特定(産業別)最低賃金】** 18歳未満又は65歳以上の労働者は栃木県最低賃金が適用されます。

最低賃金の件名	時間額	効力発生日
塗料製造業最低賃金	875円	平成26年12月31日
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	821円	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	822円	
自動車・同附属品製造業最低賃金	825円	
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業最低賃金	821円	
各種商品小売業最低賃金	786円	

※詳しくは、栃木労働局労働基準部賃金室（電話028-634-9109）、又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。